

亀山市告示第48号

亀山市土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市土地改良事業補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「をいう。）」を「といる。）」、自治会及び個人（農業者に限る。以下同じ。）」に改める。

第3条中「団体」の次に「及び自治会」を加え、「2人以上のもの」を「2人（法第2条第2項第5号に掲げる事業（以下「災害復旧事業」という。）」にあつては、1人）以上のもの及び個人が行う災害復旧事業」に改める。

第4条中「とし、当該事業が1自治会の受益者のみで実施される場合は、自治会を単位」を「、自治会及び個人」に改める。

第5条第1項第2号中「相当する額」の次に「（市から原材料の支給を受ける場合は、その額から当該支給に相当する額を控除して得た額）」を加え、「（1事業につき100万円を限度とする。ただし、当該事業について市から原材料の支給を受ける場合は、当該事業に要する費用の額から当該原材料相当額を控除して得た額とする。）」を「。ただし、1の事業（災害復旧事業を除く。以下この号において同じ。）」につき100万円を限度とし、かつ、1の団体又は自治会が複数の事業を実施する場合は、1の団体又は自治会につき1年度200万円を限度とする。」に改め、同条第2項を削る。

第6条の見出しを「（事業採択申請書の提出）」に改め、同条中「あらかじめ」の次に「事業採択申請書（別記様式）を」を加え、「その旨を申し出」を「提出し」に改める。

附則の次に、次の様式を加える。

事業採択申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者
(団体等)

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

亀山市 字 _____ 地内の農業用施設を下記の理由により改良する
必要があるので、市単土地改良事業として採択していただきたく申請します。

記

工事種目 _____ 工事(工種 _____)

要望延長 _____ m (現況延長 _____ m)

要望巾 _____ m (現況巾 _____ m)

要望高さ _____ m (現況高 _____ m)

関係者数・関係面積 _____ 人 ・ _____ m²

施行希望年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請区分 地元施工(補助金等交付) ・ 市へ委託(分担金徴収)

原材料支給要望の有無 (上記の申請区分が地元施工の場合) 有 ・ 無

改良理由 _____

※添付書類： 施工前写真、位置図

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。